



野原 恵子 議員
(日本共産党 幕別町議員団)

問 広がる格差、「子どもの貧困」対策を

答 25年8月1日以前の生活保護基準により行う

問 子どもの貧困は、社会全体の貧困問題そのものがベールにある。子どもの貧困率は1985年では10・9%、2012年では16・3%と上昇し、格差が拡大しているのが明らかになっている。

ひとり親では80%が母親で、働いていても収入が低いワーキングプアであり、貧困率は54・6%となっている。雇用の不安定・経済の格差が貧困を広げている。

親世代の貧困を子ども世代に連鎖させないために、社会全体の問題として対応していくことが必要であり、町としても対策が求められる。(1)総務省の家計調査によると、可処分所得(※)が落ち込んでいることが明らかになっており、就学援助受給基準の引き上げを。

(2)生活困窮世帯の子どもの学習支援を。
(3)ひとり親への医療費の拡充を。
(4)寡婦控除の対象とならない未婚の母子・父子家庭にも「みなし適用」とし、保育料や住宅使用料の軽減を。

(5)生活保護を受けられる人が制度を活用できるよう捕捉率向上の手立てを。
(6)若者・女性・高齢者・ひとり親など生活困窮者に対する相談窓口の設置を。

教育長(1) 就学援助の認定については、生活保護費の算定方式に基づき「世帯の収入」を基準としていることから、必ずしも、可処分所得が減少したことによって、就学援助の対象とならない。

町長(2) 「学習支援事業」(道が事業主体)は、学習支援をはじめ居場所づくりや保護者への養育相談など、子どもと保護者双方に必要な支援を行うもので、重要な取組であると考えている。

新年度において、本制度について広報紙への掲載や公共施設にチラシの配布などを計画しているほか、民生委員や児童委員の協力を得て事業の周知を図るとともに、支援対象者への情報提供を行い、本事業がより一層有効なものとなる

るよう北海道との連携強化に努めていきたい。

(3)年々医療費が増え続ける中において、ひとり親家庭の親の医療費助成の拡充を町村の財政規模で賄うことは極めて難しい。

(4)保育料の寡婦控除のみなし適用については、他の市町村の状況を調査研究の上、判断していきたい。住宅使用料については、公営住宅法の改正により、平成28年10月1日から未婚の母子・父子家庭も対象とすることとされた。

(5)公区長や民生委員からの相談のほか、保健師による個別相談活動や納税相談など、町民と直接接する部署との連携により生活相談につなげており、所得状況に応じて生活保護の受給申請について勧奨している。

(6)福祉課が中心となり、各部署や関係機関との連携を図り、住民にわかりやすく、より相談しやすい体制づくりに取り組んでいく。

再質問 就学援助を受けられる世帯

子どもの貧困の現状 (単位%)

	S 60	S 63	H 3	H 6	H 9	H 12	H 15	H 18	H 21	H 24
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.2	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が二人	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4

厚生労働省「国民生活基礎調査」

相対的貧困率～等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って算出)の中央値の半分の額である貧困線(平成24年は122万円)に満たない世帯の割合

帯収入に、高校生などのアルバイト代も合算されているのか。また、就学援助の支給項目に教材費を加え、保護者の負担軽減を。

平成28年度から、高校生の収入は除く取り扱いになる。教材費の援助については、どういう形がよいか検討しているところである。

※「可処分所得」とは

給与やボーナスなどの個人所得から、支払い義務のある税金や社会保険料などを差し引いた、残りの手取り収入のこと。